

さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会会則

(名称と事務所)

- 第 1 条 本会は、さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会と称し、事務所を同校内に置く。

(組織)

- 第 2 条 本会は任意加入の団体であり、尾間木小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。
- 1) 会員はすべて平等の権利と義務を有する
 - 2) 会員は定められた会費を納める
 - 3) 会員の役員・委員になれる権利および各会議の議決に参加できる権利は 1 家庭につき 1 名とする
 - 4) 会員は入退会を自由とする

(目的)

- 第 3 条 本会は、保護者と教師が協力して家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(方針)

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の基本方針のもとに活動する。
- 1) 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない
 - 2) 児童の教育・会員福祉のため同一目的の他の団体と協力する
 - 3) 特定の政党・宗教・営利企業を支援したり、公私の選挙の候補者を推薦しない

(活動)

- 第 5 条 本会は、前条の目的・方針を達成するために次の活動をする。
- 1) 学校の諸行事に対する協力
 - 2) 学校環境の整備と教育問題の調査研究
 - 3) 家庭教育の振興と児童の校外活動の指導育成
 - 4) 児童・会員の慶弔
 - 5) 会員の研修と親睦を深めるための諸会合の開催
 - 6) 同一目的をもった他の団体との連絡・協力
 - 7) その他、この会の目的を達成するための必要な活動

(役員・委員と任務)

- 第 6 条 本会につぎの役員・委員をおく。
- 会長 1 名 副会長 2 名以上（うち 1 名は職員）
事務局 2 名以上（うち 1 名は職員） 会計 2 名 書記 1 名以上

会計監査2名 委員若干名

第7条 役員は全会員中より選出し、総会の承認をもって決定する。その選出方法については別途細則に定める。

役員に欠員が生じたときは、他役員が全会員中より選出し、委員総会の承認をもって決定することができる。

ただし、会長に事故あるときは副会長がその任務を代行する。

第8条 役員の任期は翌年度の総会までとする。ただし業務引き継ぎのため、その総会にて承認後、翌々年度の総会まで再任とする。委員の任期は選出されたときから翌年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。補充役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 役員・委員の任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる
- 3) 事務局は会長の指示により、本会の庶務を行う
- 4) 会計は総会で決定された予算にもとづき、一切の会計事務を処理し決算書を作成する
- 5) 書記は会長の指示により、会議の記録、書類の作成・整理保管などにあたる
- 6) 会計監査は本会の経理を監査しその結果を総会において報告する

会計監査は必要に応じて随時経理を監査することができる

- 7) 委員は各委員会に属し本会の業務の執行にあたる
- 8) 教職員は委員とする

(会議)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1) 総会
- 2) 委員総会
- 3) 運営委員会
- 4) 専門委員会
- 5) 特別委員会

第11条 会議は会長が招集する。

第12条 学校長は、すべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第13条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。定期総会は毎年1回、年度のはじめに開催する。臨時総会は必要に応じて開く。

第14条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会の3分の2以上が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開催される。

第15条 総会の定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）とする。

議決は出席者の2分の1以上をもって決議する。

第16条 総会は次の事項を決議する。

- 1) 活動報告および決算報告とその承認

- 2) 活動計画および予算審議とその承認
 - 3) 役員に関する事項
 - 4) 会則の改廃
 - 5) その他の必要事項の審議決定
- 第17条 委員総会は役員および委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関である。
ただし、その決定は次期総会において報告する。原則各学期ごとに開催する。
- 第18条 臨時委員総会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会の構成員の3分の1以上の要求または委員の4分の1以上の要求があった場合に開催される。
- 第19条 委員総会の定足数は2分の1（委任状を含む）とする。
決議は出席者の2分の1以上をもって決議する。
- 第20条 委員総会は次の事項を審議する。
- 1) 総会に提出する議案の調整
 - 2) 細則および規定の制定および改廃に関する事項
 - 3) 各委員会の企画・運営・活動に関する事項
 - 4) 役員補選に関する事項
 - 5) その他の必要事項
- 第21条 運営委員会は役員および各委員会の正副委員長と職員若干名をもって構成し、各学期1回以上開催する。
- 第22条 臨時運営委員会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会の構成員の3分の1以上の要求があった場合に開催される。
- 第23条 運営委員会は次の事項を審議する。
- 1) 各委員会によって立案された活動計画の調整・円滑な活動の推進
 - 2) 委員総会に提出する議案の調整
 - 3) 委員補選に関する事項
 - 4) その他の必要事項
- 第24条 専門委員会は次のとおりとする。
本会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・運営をするために次の専門委員会をおく。
- 1) 教育環境委員会
 - 2) 広報委員会
 - 3) ベルマーク委員会
- 第25条 各専門委員会の活動は別途細則による。
- 第26条 特別委員会は特別な事項について臨時にもうけることができ、その任務を終えたとともに解散する。
- (会計)
- 第27条 本会の経費は、会費・教育振興費及びその他の収入による。
- 第28条 会費は会員1世帯当たり年間1500円【区分：前期(4～9月)750円、後

- 期(10～3月)750円】とし、総会で決定する。
- 第29条 教育振興費は児童1人当たり年間1000円【区分:前期(4～9月)500円、後期(10～3月)500円】とし、総会で決定する。
- 第30条 本会の会計はすべて総会で認められた予算に基づいて行う。
- 第31条 新年度開始から総会における予算承認までの間は、前年度の予算を暫定予算として執行することができる。
- 第32条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 第33条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- (付則)
- 第34条 本会則は総会出席者の3分の2以上の決議がなければ改廃することが出来ない。
- 第35条 本会運営に関し必要な細則は委員総会の決議を経て定めることができる。
委員総会において細則を制定もしくは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第36条 本会則は昭和48年3月17日に決定し昭和48年3月17日より施行する。
本会則は、50、55、59、60、平成3、6、9、12、19、22、25、30、令和2、3、4、5、6、7、8年度においてその一部を改正する。

さいたま市立尾間木小学校保護者と教師の会細則

(役員・委員・会計監査の選出)

- 第 1 条 会長・副会長・会計・書記・事務局の選出は、本部役員が以下の方法で行う。
- 1) 全会員に対し、次年度本部役員の立候補または他薦を一定期間募集する
 - 2) 選出された候補者は、総会の承認をもって正式な役員となる
 - 3) この条項に定めていない必要事項については、本部役員会において決定する
- 第 2 条 委員の選出は次のとおりとする。
- 1) 専門委員は、各学年より学級数に応じた適正な人数を選出する
 - 2) 年度ごとに選出を必要とする特別委員会の委員は、各学年より学級数に応じた人数を別途選出する
 - 3) 欠員が生じた場合は、会員中より補充することができる
- 第 3 条 会計監査の選出は次のとおりとする。
- 1) 運営委員会にはかり、次年度当初の委員総会で承認後、総会の承認を得るものとする
 - 2) 会計監査の任期は役員に準ずる
 - 3) 会計監査は、役員または委員を兼任することは出来ない

(専門委員会)

- 第 4 条 各専門委員会は次のとおりとする。
- 1) 教育環境委員会
 - 2) 広報委員会
 - 3) ベルマーク委員会
- 第 5 条 教育環境委員会は次のとおりとする。
- 1) 長期休業中を中心に地区の子供会の育成
 - 2) 夏季巡回活動
 - 3) 児童の交通安全に関すること
 - 4) その他の必要事項
- 第 6 条 広報委員会は次のとおりとする。
- 1) P T A 広報誌『おまぎ』の発行
 - 2) その他の必要事項
- 第 7 条 ベルマーク委員会は次のとおりとする。
- 1) ベルマークの収集・集計・発送
 - 2) その他の必要事項
- 第 8 条 特別委員会は次のとおりとする。

- 1) その年度に応じて必要な委員会に係る企画・運営等
- 2) その他の必要事項

(慶弔規定)

第 9 条 児童・保護者会員の慶弔は次のとおりとする。

1) 死亡の時

* 児童 10000円 * 保護者 10000円

2) 児童が病気・負傷により30日以上欠席した時

* 見舞金 3000円

第 10 条 教職員会員の表彰と慶弔は次のとおりとする。

1) 教職員転退職の時

* 花束または記念品を贈る

2) 教職員の結婚・子女出産の時

* 祝金 5000円

3) 死亡の時

* 本人 10000円 * 配偶者 5000円

* 一親等 3000円

4) 教職員が病気・負傷により30日以上欠勤した時

* 見舞金 3000円

第 11 条 その他会長が必要と認めた時には運営委員会にはかり慶弔の意を表すことが出来る。ただし次期委員総会において報告する。

第 12 条 この慶弔に対しては、一切の返礼を受けないものとする。

(入退会)

第 13 条 本会員の入退会は次のとおりとする。

- 1) 本会員は、所定の加入手続きにて同意を示し、かつ会費の納入をもって入会したこととする
- 2) 本会員は、本会からの退会を求めることができる
- 3) 本会からの退会を希望する者は所定の退会手続きをしなければならない
- 4) 転校、その他、児童の除籍により本会員が退会する場合は自動退会とする
- 5) 退会者及び自動退会となる者に前納された会費・教育振興費があるとき、前期に退会した場合のみ後期分を返金する。年度途中で入会する者は、入会月が前期の場合は全額納入し、後期はその分のみ納入する

(付則)

第 14 条 この細則は委員総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

第 15 条 この細則は、平成 22 年 5 月 12 日より実施する。
この細則は、平成 25、29、30、令和 3、4、5、6、7、8 年度においてその一部を改正する。